

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大仙市	南外地区 (平形・木直・田屋・本川・日吉・小出・大畑・高野・赤平・物渡・西板戸・揚坊・北田・大杉・中宿・和寺・落合・及水・大和野・無尻橋・大西・土場・細川・恵野野・下袋・中袋・上野・金屋・大向・薬師堂・湯ノ又・夏見・湯松・湯元・釜坂・荒又・荒沢・十二ヶ沢・中野・滝・桑台)	平成28年6月28日	令和4年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1,242.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	646.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	424.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	298.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	125.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	82.2ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、地区内において中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積に対して、70才以上の農業者の耕作面積の合計が5倍以上となっており、新たな担い手の確保が急務となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

木直集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、近隣集落や近隣地区である神岡地区からの認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進すること等により対応していく。

大畑集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者1経営体が担い、将来的には近隣集落も含めた法人の設立や、新たな担い手の育成等を図っていく。

荒又集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担い、将来的には集落営農組織の設立や、新たな担い手の育成等を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	非公表	水稲、そば	14 ha	水稲、そば	15 ha	大和野、無尻橋集落
集		水稲、加工用米	13 ha	水稲、加工用米	15 ha	西板戸集落
集		水稲、大豆	29 ha	水稲、大豆	30 ha	及水集落
集		水稲、飼料用米	21 ha	水稲、飼料用米	22 ha	中宿、落合集落
認農		水稲、小麦	22 ha	水稲、小麦	23 ha	北田、大畑集落
認農法		水稲、野菜	15 ha	水稲、野菜	17 ha	平形、木直集落
認農		水稲、そば	31 ha	水稲、そば	32 ha	揚坊、赤平集落
集		水稲、そば	14 ha	水稲、そば	15 ha	湯ノ又、湯松集落
認農		水稲、そば	7 ha	水稲、そば	8 ha	無尻橋、土場集落
認農		水稲、そば	10 ha	水稲、そば	11 ha	大西、滝集落
認農		水稲、そば	26 ha	水稲、そば	27 ha	本川、揚坊集落
認農		水稲、野菜	20 ha	水稲、野菜	31 ha	木直、日吉集落
認農		水稲、そば	6 ha	水稲、そば	7 ha	無尻橋、大西集落
認農		水稲、野菜	9 ha	水稲、野菜	10 ha	木直、日吉集落
認農法		水稲、そば	52 ha	水稲、そば	62 ha	下袋、中袋集落
集		水稲、そば	29 ha	水稲、そば	30 ha	小出、大畑集落
認農		水稲、そば	8 ha	水稲、そば	9 ha	大向、金屋集落
認農		水稲、牧草	5 ha	水稲、牧草	6 ha	荒又集落
認農		水稲、酒米	5 ha	水稲、酒米	7 ha	落合集落
		水稲、野菜	4 ha	水稲、野菜	7 ha	中野、薬師堂集落
認農		水稲、そば	11 ha	水稲、そば	12 ha	大和野、土場集落
認農		水稲、肉用牛	7 ha	水稲、肉用牛	8 ha	田屋集落
		水稲、野菜	6 ha	水稲、野菜	7 ha	高野集落
認農		水稲、そば	9 ha	水稲、そば	10 ha	上野集落
認農		水稲、そば	3 ha	水稲、そば	5 ha	荒又集落
認農		水稲、そば	16 ha	水稲、そば	17 ha	大西、土場集落
認農		水稲	4 ha	水稲	5 ha	十二ヶ沢、荒沢集落
		水稲、加工用米	3 ha	水稲、加工用米	5 ha	荒沢、薬師堂集落
認農法		野菜、果樹	0.5 ha	野菜、果樹	1.5 ha	下袋集落
認農		水稲、肉用牛	5 ha	水稲、肉用牛	6 ha	荒又、十二ヶ沢集落
認農		水稲、飼料用米	6 ha	水稲、飼料用米	7 ha	西板戸集落
認農		水稲、飼料用米	8 ha	水稲、飼料用米	9 ha	大杉、北田集落
認農		水稲、加工用米	7 ha	水稲、加工用米	10 ha	滝集落
認農		水稲、野菜	5 ha	水稲、野菜	6 ha	中野、薬師堂集落
		水稲、加工用米	8 ha	水稲、加工用米	10 ha	薬師堂、湯松集落
認農		水稲、乳牛	8 ha	水稲、乳牛	9 ha	田屋、本川集落
認農		水稲、野菜	19 ha	水稲、野菜	24 ha	大杉、赤平集落
		水稲、野菜	5 ha	水稲、野菜	6 ha	滝集落
認農		水稲、飼料用米	7 ha	水稲、飼料用米	8 ha	木直、平形集落
認農		水稲、野菜	6 ha	水稲、野菜	8 ha	平形、木直集落
		水稲、肉用牛	6 ha	水稲、肉用牛	7 ha	釜坂集落
認農		水稲、加工用米	1 ha	水稲、加工用米	2 ha	下袋集落
認就		野菜	5 ha	野菜、果樹	7 ha	滝集落
認農		花卉、野菜	0.5 ha	花卉、野菜	1.5 ha	揚坊、北田集落
認農		水稲、加工用米	1 ha	水稲、加工用米	2 ha	中袋、大向集落
認農		水稲、飼料用米	5 ha	水稲、飼料用米	6 ha	大杉、赤平集落
認就		野菜	0.8 ha	水稲、野菜	2 ha	高野集落
計	47 人		502.8 ha		585 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現状、機構を活用する貸付け等の意向が確認された農地は、9筆・3,330㎡となっている。</p>
<p>地区農業を持続可能なものとしていくためには、後継者を地元に着させることが重要であるため、若い世代が農業を担っていく体制や、「退職したらもっと稼げる農業」をテーマに、農家であることのメリットが感じられる制度を確立させる必要がある。 そのため、現状中心経営体である農家のみではなく、今後、後継者となる人々にスポットを当てて、通年で経営が可能な体制の構築や支援策、冬場の働き口の見える化、及び若い世代が農業に関わる機会の創設を図っていく。</p>
<p>冬場の農業経営のノウハウを他者から享受したり、共同企業体の一員として除雪作業に携われる環境整備を実施したりする等、農家の冬期経営を確立させる。</p>
<p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、山間部や沢部も含めた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、日頃の肥培管理や用水路の適切な管理を徹底する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	西野 124-1	687		
2	西野 125-1	1,475		
3	西野 154-1	224		
4	西野 155-1	700		
5	西野 156-2	23		
6	西板戸 111	92		
7	西板戸 112-3	66		
8	西板戸 146-1	29		
9	西板戸 147-1	34		
	計	3,330	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。